

# 農業委員会委員が 決まりました



任期満了に伴う幌延町農業委員会委員選挙は、無投票で6名の委員が当選しました。新しい委員の皆さんには、平成17年7月20日から平成20年7月19日まで、町の農業政策振興のためご活躍いただきます。

## 選挙による委員

- ・ 庄司 金八 委員(下沼)
- ・ 高城 一彦 委員(下沼)
- ・ 栗野 治郎 委員(字幌延)
- ・ 糠 則明 委員(問寒別)
- ・ 板垣 幸実 委員(上問寒)
- ・ 目黒 誠次 委員(開進)

## 議会推薦による委員

- ・ 植村 敦 委員(上幌延)

## 農業協同組合推薦による委員

- ・ 木村 誠 委員(下沼)

## 農業共済組合推薦による委員

- ・ 平野 義和 委員(中間寒)



庄司 金八 委員



高城 一彦 委員



栗野 治郎 委員



糠 則明 委員



板垣 幸実 委員



目黒 誠次 委員



植村 敦 委員



木村 誠 委員



平野 義和 委員

いる方や3ヵ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

■支給額(月額)(平成17年度)  
26、520円

■支給期月  
毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

## 各手当に共通すること

### 手当を受けるためには

最初に手当を受けようとする場合、各手当について認定請求書を提出する必要がありますが、家庭や障害の状況により添付書類が異なります。詳細につきましては役場窓口にお問い合わせください。なお、各手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

### 手当を受け続けるためには

各手当には、前年の所得状況などにより当年8月～翌年7月分の支給が全額停止(児童扶養手当のみ一部停止有)される場合があります。その確認のため、通常、毎年8月中に状況を確認する届を提出する必要があります。

また、障害を理由に支給される手当にあっては、期間を定めて認定されている場合があります。認定期間の終わり頃に、引き続き手当の受給資格があるかどうかを審査するため、診断書などを添えて再認定の手続きが必要となります。

どちらも、対象者には役場から提出依頼文書を送付致しますので、期限内に提出くださいますようお願い致します。

## お問い合わせ

役場町民課福祉住民係

5-1111 (内線158)